

看護師養成所管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第13号

看護師養成所管理運営規則の一部を改正する規則

看護師養成所管理運営規則（昭和45年岩手県規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(単位の取得及び修了認定)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 学院長は、教育上有益と認めるときは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）<u>第39条第1号</u>の規定に該当する学生が学院に入学する前に別表に規定する基礎分野の教育内容と同一の内容の科目について修得した単位（前項の規定に基づき学院において修得したものとみなされたものを除く。）を、学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p>	<p>(単位の取得及び修了認定)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 学院長は、教育上有益と認めるときは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）<u>第40条第2項第1号</u>の規定に該当する学生が学院に入学する前に別表に規定する基礎分野の教育内容と同一の内容の科目について修得した単位（前項の規定に基づき学院において修得したものとみなされたものを除く。）を、学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。